

通級指導教室（こころの教室）について

三郷市教育委員会

1 通級指導とはどんなシステムですか？

普段は在籍校で学習していますが、毎週あるいは隔週など定期的に教室設置校に行き、他の教室とは独立した教室で、専任の先生から1・2時間の指導を受けるものです。

したがって、設置校以外の児童は保護者の同伴（送迎。駐車スペース有）となります。指導中は、保護者用の控室（相談室と兼用）があります。

指導は、主に1対1の個別指導ですが、同学年などの小集団で授業を行うこともあります。

なお、これらの時間は「特別な時間割」による指導となり、欠席や早退扱いにはなりません。

また、転学ではないので、設置校に転校するわけではありません。

2 どのような子が対象の教室ですか？

通常学級に在籍する児童で、情緒や能力の発達にアンバランスな面が見られ、コミュニケーション、学習、行動面などに様々な課題を抱えているため、持っている能力を十分に発揮することが難しく、学級集団への適応が難しいお子さんを指導の対象とします。

(1) 学校や学級など集団にうまく適応できない。

例：周りトラブルがおこりやすく、集団に参加することが難しい。思い通りにならないとがまんできずパニックになる傾向がある。順番や規則、約束が守れない。班やグループで行動することが苦手である。

(2) 一定のことがらや行動へのこだわりが強い。

例：物事にこだわるとなかなか抜けられず、場面の切り替えができにくい。興味や関心が狭い。自分の考えやペースを変えることに抵抗感が強い。同じことを何度も言ったり行ったりする様子が見られる。

(3) 対人関係がうまくとれない。

例：友達と遊ぶなど周りの人と関わることが苦手である。自分の言いたいことだけ話し、会話が一方的でかみ合わないことが多い。場の雰囲気や相手の表情、気持ちを察することが難しい。否定的な言い方（だめ、おかしい、違う、変だ）や命令的な言い方をされると敏感に反応しがちである（攻撃的になる、むきになる、強く反発する、投げ出す）。

(4) 落ち着きがなく、集中力に欠けることが多い。

例：着席できない、常に体を動かす、などの行動が見られる。忘れ物が極端に多い。学習や作業があきてしまい最後までできないことが多い。よく考えず衝動的に行動してしまう様子が頻繁に見られる。言われたことをすぐに忘れてしまう。

(5) 特定の教科、内容についてかなり困難がある。

例：他のことはできるのに、計算だけできない、音読だけできない、文字が形にならない、文章が書けない、単語の羅列でしか話せない、話し言葉が理解できない、極端に不器用である、など。

(6) 家ではしゃべるが、他人の前や学校ではしゃべらなくなってしまう。

(7) 相談機関や医療機関から「個別の指導を受けた方がよい」と勧められた。

3 指導の方針はどのようなものですか？

- (1) 一人一人の個性を認め、各自の課題に合わせた計画を立て、指導をします。
- (2) 保護者や在籍校の担任の先生と情報を交換するなど、連携を大事にします。
- (3) 楽しく明るい雰囲気の中で力をつけさせ、信頼関係を築いていきます。

4 どのような指導をするのですか？（主な指導内容）

- (1) コミュニケーション能力を高めて、豊かな対人関係を育む指導をします。
(話し方や聞き方の基本的な技能を身につけ、対話ができるようにします。)
 - (2) 場面への理解を深め、状況に応じて感情がコントロールできるよう指導します。
 - (3) 集団生活に必要なルールの理解を深め、ルールに従った学校生活を送れるよう指導します。
 - (4) 苦手教科の補充指導も含めて、学習や作業等の困難を軽減できるよう指導します。
 - (5) できる自分を発見させ、自信をもって豊かな生活を送れるよう指導します。
- ※ お子さんにとって苦手なことを少しでも軽減するとともに、集団の中で自信をもって楽しく生活できるよう支援します。

5 通級する時間はどのように決まるのですか？

- (1) 指導時間は学校と同じように45分間で1時間、90分間で2時間、となります。
- (2) 通級する曜日や時刻は在籍校の時間割を考慮し、保護者と担当の先生が相談して決定します。

6 通級（指導開始）から退級（指導終了）までの流れは？

- (1) 在籍校に相談の申し込みをします。
- (2) 在籍校で相談をします。
- (3) 通級による指導を受けさせる必要があるときは、保護者の同意に基づき、三郷市教育委員会に通級について申請をします。（保護者→学校→三郷市教育委員会）
- (4) 通級について、三郷市就学支援委員会で協議します。
- (5) 協議に基づき、三郷市教育委員会が判断し、学校を通じて、保護者に通級決定の通知をします。
- (6) 通級指導教室での指導が始まります。
- (7) 入級に当たっての心配な点の改善が認められたら退級となります。（定期的に確認をします。）

7 その他

- (1) 相談の際には、WISC検査等、医療機関等での検査結果の写し（5歳以降に受けたもの）を御提出ください。提出がない場合は、原則として入級ができませんので、資料がない場合は、検査を受けていただくようお願いします。相談申込期限までに、検査結果が出ない場合は、検査機関と検査日等を学校にお知らせください。
- (2) 相談したことが通級指導教室決定となることはありませんので、ご了承ください。
- (3) 現在通級していても、年度末で一度終了となりますので、平成31年度も通級したい場合は、在籍する学校へご相談ください。WISC検査等、医療機関等での検査結果の御提出もお願いします。
- (4) 通級が決まった場合は、通知書（入級、待機、不認可）を保護者あて送付します。
- (5) 平成31年度通級指導（前期）は、5月上旬より開始予定です。（お子様や学校の実態により決定します。）
- (6) 通級指導可能人数には限りがあります。通級指導ができない場合もありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。